

2008年1月15日
郵便事業株式会社
郵便局株式会社

平成19年新潟県中越沖地震災害による被災地への救援対策(期間延長)

郵便事業株式会社では地震による被災者に対する救援活動を支援するために、災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を実施しておりますが、その取扱期間を延長します。

1 取扱条件

- (1) 内容及び取扱い
現金書留とする郵便物としたものであり、書留以外の特殊取扱としないもの
- (2) 表示
表面の見やすい所(郵便物の左上部)に「救助用郵便」と記載したもの
- (3) その他
 - ア 個人から差し出されたもの
 - イ 救助用の現金の配分について条件を付していないもの

2 取扱場所

郵便事業株式会社のすべての支店及び郵便局(簡易郵便局を含みます。)

※ 寄附金を内容とする郵便物につきましては、当該郵便物の取扱期間中は、ゆうゆう窓口においても引受けを行います。

なお、支店によりゆうゆう窓口の取扱時間が異なっておりますので、最寄りの支店にご確認ください。

3 取扱期間

平成20年1月17日(木)から平成20年7月16日(水)まで

4 送付先

別紙のとおり

【報道関係の方のお問い合わせ先】

郵便事業株式会社
経営企画部門 渉外広報部
電話：(直通) 03-3504-9798
(FAX) 03-3592-7620

郵便局株式会社
総務部 広報室(報道担当)
電話：(直通) 03-3504-4127
(FAX) 03-3595-0839

【お客さまのお問い合わせ先】

郵便事業株式会社
オペレーション本部 オペレーション企画部
電話：(直通) 03-3504-4402

郵便局株式会社
業務部(業務指導担当)
電話：(直通) 03-3504-4248